
八千代台まちづくり合同会社 定款

平成29年1月18日 作成
平成29年3月1日 会社設立
令和3年3月1日 更新

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、八千代台まちづくり合同会社と称する。

(目的)

第2条 八千代台地域の活性化、住みよいまちづくりに繋がる事業を行う。事業の黒字化、利益の増大、また継続を目指し、地域への再投資を行う為に、地域で活動する団体等と連携し、次の事業を行う。

1. 建築工事、内装業
2. 不動産の所有、売買、賃貸、管理及び斡旋業
3. 旅館業
4. 都市計画、まちづくり及び土地、建物に関する調査、研究、企画及びコンサルタント業
5. 商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興に関する調査、研究、企画、実施及びコンサルタント業
6. 各種イベント、セミナー等の企画、運営及びチケット販売業
7. 飲食店業
8. 衣料品、食料品、酒類、清涼飲料水、煙草、日用品雑貨、民芸品等の小売販売、委託販売業
9. 物品のリース、レンタル、宅配業
10. 書籍、印刷物、電子出版物の企画、出版及び販売業
11. ホームページの企画、制作及び管理業
12. 広告宣伝の情報媒体の企画、開発及び販売、並びに広告代理店業
13. 損害保険、生命保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
14. 労働者派遣事業
15. 遺品整理業
16. 古物業
17. 商店街、自治会等の地域団体、組織からの一般事務作業、文書作成等の受託
18. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県八千代市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員の出資及び持分

(社員の氏名及び住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額及び責任は次のとおりである。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 金30万円 | 社員名 |
| 2. 金30万円 | |
| 3. 金30万円 | |
| 4. 金30万円 | |
| 5. 金30万円 | |

6. 金30万円
7. 金30万円
8. 金30万円
9. 金30万円
10. 金10万円
11. 金10万円
12. 金10万円
13. 金10万円
14. 金10万円
15. 金10万円

(持分の譲渡)

第6条 社員は、業務執行社員全員の承諾があるときは、その持ち分の全部または一部を他人に譲渡することができる。

2 業務執行社員は、他の社員全員の承諾があるときは、その持ち分の全部または一部を他人に譲渡することができる。

第3章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行社員)

第7条 当会社の業務は、社員である吹上朋充・・・・・・が執行する。

(代表社員)

第8条 当会社の代表社員は、社員吹上朋充が執行する。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第9条 新たに社員を加入させる場合は、全業務執行社員の同意を要する。

2 当会社の設立後に加入した社員は、その加入前に生じた会社の債務についても責任を負うものとする。

(任意退社)

第10条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合、各社員は2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 各社員は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。この場合、各社員は2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。ただし、会社に不利な時期に退社する場合は、会社に対して損害を賠償する責任を負う。

(法定退社及び除名)

第11条 各社員は、会社法第607条の規定により退社する。

1. 定款で定めた事由の発生
2. 総社員の同意
3. 死亡
4. 合併
5. 破産手続開始の決定
6. 解散
7. 後見開始の審判を受けた時

2 当社は、会社の存続に不適切な行為があると認められる社員を執行社員の過半数の賛成により除名することができる。この場合において、当社は、（その総会の会日の）10日前までに、その社員に対しその旨を通知し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

3（退社による持分の払戻し）

社員が退社したときは、社員の本会社に対する出資額（本会社の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各社員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。額と支払期日については、業務執行社員の会議によって決定する。

ただし、除名による場合は、なしとする。

第4章 計 算

（事業年度）

第12条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

（損益の分配）

第13条 各社員への利益の配当に関する事項は、全業務執行社員の同意により定める。

第5章 附 則

（定款に定めのない事項）

第14条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

社員名

令和3年3月1日付 変更